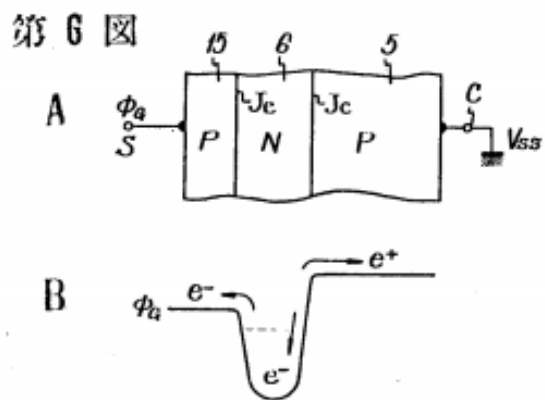
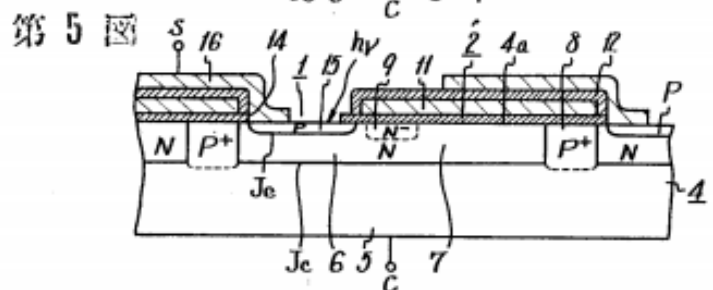
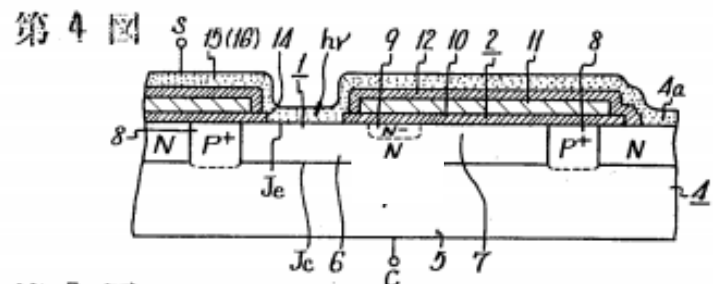


JPA1975-134985出願特許の「図の簡単な説明」
 第4図は本発明装置の他の例の要部の拡大断念図
 第5図は本発明装置の他の例の要部の拡大断念図
 第6図は本発明装置の動作の説明図である。



第5図は本発明装置の他の例の要部の拡大断念図
 では受光面とVOD端子とが両方とも表面の受光
 面とする場合を示す、これは 一例に過ぎません。

第6図は本発明装置の動作の説明図です。本特許
 の請求範囲を定義する説明図です。ここでは受光
 面に関する記載がこの説明図ではありません。

第6図では受光面は実際は左側からでも右側でも
 可能です。すなわち対象理論により、特許請求
 範囲をそのまま読むと図5は含まないことになり
 ます。なぜなら、受光面とVOD側が同じ表面側
 になっています。一方の特許請求範囲を説明する
 図6図では受光面とVOD側が逆方向になっています。

実際に1987年にSONYが開発試作にした受光
 構造であるものは受光面と反対側の裏面側にVOD
 を設けたもので、もともとこのJPA1975-134985
 特許の請求文で定義された図6の降雨増が実用化
 され商品化に成功しています。

萩原は欲張り図4には Schottky Barrier 型の受光
 素子もこの特許請求範囲に含むとしています。